

計画策定の趣旨

国のアルコール対策推進計画基本計画やこれまでの県の取組状況を踏まえ、関係機関と連携したアルコール健康障害対策を推進する

計画の位置付け・計画期間

アルコール健康障害対策基本法 第14条第1項

「都道府県は、アルコール健康障害対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したアルコール健康障害対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない」

計画期間はR8年度～R12年度までの5年間

本県の現状・課題

- 女性の飲酒率（生活習慣病のリスクを高める飲酒をしている者の割合）が増加傾向、20歳未満の者及び妊産婦の飲酒が0目標に達していない
- アルコール依存症は自分の意志でコントロールできない疾患であることなど正しい知識の普及を図る必要
- 相談できる場所として公的相談機関（精神保健福祉センター、保健所）の認知度が低い
- 居住する地域にかかわらず治療が受けられるよう、依存症専門医療機関を拡充する必要
- かかりつけ医や専門医療機関との連携を図るなど依存症治療拠点機関を中心とした医療提供体制を整備する必要

施策の概要

1 教育の振興・啓発の推進、不適切な飲酒を防止する社会づくり

- ・飲酒のリスクに関する教育、啓発の推進（例：**ガイドラインの周知、大学との連携**）
- ・依存症に対する正しい知識の普及
- ・20歳未満の者への販売禁止、酒類提供禁止の周知徹底等

3 社会復帰支援、民間団体への支援

- ・アルコール依存症に対する理解の促進
- ・アルコール依存症の治療、回復支援に資する社会資源の共有
- ・自助グループ等との連携推進

2 健康診断及び保健指導、医療の充実、相談支援体制の構築

- ・アルコール健康障害への早期介入の推進、早期介入できる人材育成
- ・専門医療機関の整備、一般医療機関などへの働きかけ
- ・飲酒運転をした者に対する指導等
- ・暴力、虐待、自殺未遂等をした者及び**その家族に対する支援**等
- ・相談支援先の周知、相談支援体制の構築、相談支援従事者の育成

4 人材育成、調査研究

- ・アルコール健康障害に関わる人材の育成
- ・調査研究の推進等（実態把握・課題抽出）

計画の達成目標

- 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合に関する目標値：【R4】 男性12.6% 女性8.8% ➡【R17目標値】 男性11.0% 女性5.6%
- 20歳未満の者の飲酒・妊娠中の飲酒：0%
- 相談先の明確化・周知
- 依存症専門医療機関の選定と拡充：**未選定の紀南地域での選定、和歌山地域・紀北地域・紀中地域でのさらなる拡充**